



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会社名 神 栄 株 式 会 社
代表者名 代表取締役社長 小野 耕司
(コード番号 3 0 0 4 東証 1 部)
問合せ先 執行役員 経営戦略部長 長尾 謙一
(TEL. 0 7 8 - 3 9 2 - 6 9 1 1)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 149 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）に、株式併合および単元株式数の変更を含む定款の一部変更に係る議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 株式の併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式の併合を行うものであります。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、同年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式 10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	39,600,000 株
株式併合により減少する株式数	35,640,000 株
株式併合後の発行済株式総数	3,960,000 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④併合後の発行可能株式総数

株式併合前の発行可能株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	120,000,000 株
株式併合後の発行可能株式総数	12,000,000 株

（3）併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、ご所有の株式数が 10 株未満の株主様は、当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続をご利用いただくことも可能です。

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主構成

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	3,878 名(100.0%)	39,600,000 株(100.0%)
10 株未満所有株主	250 名(6.4%)	544 株(0.0%)
10 株以上所有株主	3,628 名(93.6%)	39,599,456 株(100.0%)

（4）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（5）併合の条件

本定時株主総会において、本株式の併合および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とし、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

2. 単元株式数の変更

（1）変更の理由

全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応のために実施いたします。

(2) 変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、前記「1. 株式の併合」および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件とし、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

前記「1. 株式の併合」に関する議案が承認可決されることを条件として、現行定款第 6 条に定める発行可能株式総数を株式併合の割合に応じて減少させるとともに、当社株式の売買単位を 100 株に変更するため、現行定款第 8 条に定める単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するものといたします。

なお、本定款一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって発生する旨の附則を設け、その効力発生日をもって本附則を定款から削除するものといたします。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1 億 2 千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,200 万株</u> とする。
(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>1,000 株</u> とする。	(単元株式数) 第 8 条 当社の単元株式数は、 <u>100 株</u> とする。
(新 設)	<u>附 則</u> <u>第 6 条および第 8 条の変更は、平成29年10月 1 日に効力が発生するものとする。</u> <u>なお、本附則は当該変更の効力発生日をもって削除する。</u>

(3) 定款変更の条件

本定時株主総会において、前記「1. 株式の併合」および本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件とし、平成 29 年 10 月 1 日をもってその効力が生じることといたします。

4. 日程

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 28 日	定時株主総会決議日
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

(添付資料) : 【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

以上

【ご参考】 株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少ない数の株式にすることです。
今回、当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A 2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において
売買の単位となる株式数を変更するものです。
今回、当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会
社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。
当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買
単位である単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するとともに、証券取引所が望
ましいとする投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的とし
て、株式の併合（10 株を 1 株に併合）を行うものです。

Q 4. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか？

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終株主名簿に記録
された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを
切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき
1 個となります。
具体的には、今回の株式併合および単元株式数の変更の効力発生（平成 29 年 10 月
1 日予定）の前後で、株主様のご所有株式数や議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例 1	2,000 株	2 個	200 株	2 個	なし
例 2	1,500 株	1 個	150 株	1 個	なし
例 3	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例 4	1 株	なし	なし	なし	0.1 株

- ・例 1 に該当する株主様は特段のお手続はございません。
- ・例 2 および例 3 では、単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 50 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用できます。

- ・例3および例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.1株）につきましては、全ての端数株式を当社が一括して処分し、端数が生じた株主様に対し、その代金を端数の割合に応じて分配いたします。
なお、お支払時期等については、改めてお知らせいたします。
- ・例4に該当する株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、当社株主としての地位を失うこととなります。
なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続については、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

A 5. 株式併合を実施したとしても、株式併合後においては、株主様のご所有する当社株式数は株式併合前の10分の1となりますが、逆に1株当たりの純資産額は10倍となります。したがって、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受取る配当金への影響はありますか。

A 6. 今回の株式併合により株主様のご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後においては、併合割合を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動など他の要因を除けば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。具体的なお手続については、お取引の証券会社または後記のお問い合わせ先（※）までご連絡ください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 8. 次のとおり予定しています。

平成 29 年 5 月 12 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 28 日	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日	株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 10 月下旬	株式併合割当通知の発送
平成 29 年 12 月上旬	端数株式処分代金のお支払い

Q 9. 株主自身で、何か必要な手続はありますか？

A 9. 株主様にお願いする特段の手続はございません。

※お問い合わせ先

株主名簿管理人	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
同連絡先	〒541-8502 大阪市中央区伏見町 3 丁目 6 番 3 号 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話：0120-094-777（通話料無料） 受付時間：平日 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上